

総合支援資金のご案内

～失業等により、日常生活全般に困難を抱えた世帯へ相談支援と生活資金をお貸しします～

貸付対象

- 自立が見込まれる世帯であって、次のいずれの条件にも該当する世帯が対象となります。
 - ◆低所得者世帯であって、収入の減収や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯であること
 - ◆借入申込者の本人確認が可能であること
 - ◆現に住居を有していること。又は住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
 - ◆本会及び関係機関から、貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること
 - ◆本会が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還が見込めること
 - ◆失業等給付、就職安定資金融資、生活保護、年金等を含む他の公的給付または公的な貸付けを受けることができないため、生活費を賄うことができないこと

貸付内容

(1) 生活支援費（生活再建までの間に必要な生活費用）

- ◆貸付限度額 月額20万円以内（単身世帯は15万円以内）
- ◆貸付期間 12ヵ月以内
- ◆貸付の利率 連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てられない場合は据置期間経過後年1.5%
- ◆連帯保証人 原則として1名
- ◆貸付の償還 貸付期間終了後6ヵ月以内を据置期間（無利子）とします。
据置期間経過後、20年以内で返済していただきます。

(2) 住宅入居費（敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶための必要な費用）

- ◆貸付限度額 40万円以内
- ◆貸付の利率、連帯保証人及び貸付の償還については上記、生活支援費と同様の取扱いとなります。
ただし、生活支援費と合わせて貸付を受けた場合の据置期間は、生活支援費の貸付期間終了後からとなります。

(3) 一時生活再建費（生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活で補うことが困難である費用）

- ◆貸付限度額 60万円以内
- ◆貸付の利率、連帯保証人及び貸付の償還については上記、住宅入居費と同様の取扱いとなります。